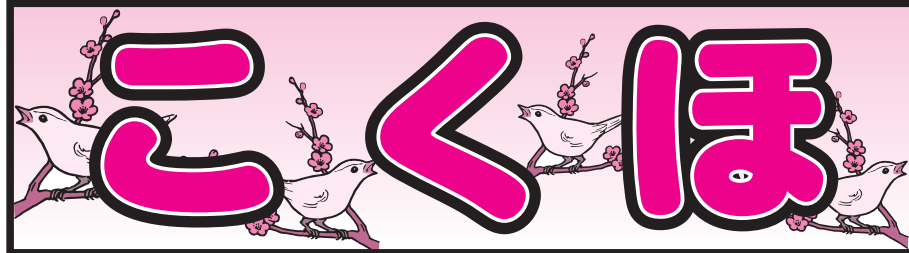


生活習慣病の早期発見 のため特定健康診査を 受けましょう



平成27年3月25日 第121号
— 発 行 —
五 所 川 原 市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

変わります!!

乳幼児医療費給付制度について

平成27年4月から乳幼児医療費給付制度の給付方法、更新方法が変更になります。
償還払いから現物給付へ、窓口更新から自動更新へ、4歳児から6歳児の自己負担分がなくなります。

新しい受給資格証は、3月末頃送付予定です。

対 象

0歳児から6歳児（小学校入学前まで）を養育している保護者の方で、所得が制限限度内の方。

※国民健康保険加入の0歳児の場合は、保護者の方の所得制限はありません。

変更前			変更後		
	国民健康保険加入	社会保険等加入		国民健康保険加入	社会保険等加入
乳 児	入院・外来（現物給付）	入院・外来（償還払い）	乳 児	入院・外来（現物給付）	入院・外来（現物給付）
1歳児～3歳児	入院・外来（償還払い）		1歳児～3歳児	入院・外来（現物給付）	入院・外来（現物給付）
4歳児～6歳児	入院・外来（償還払い）…… 入院：1日500円の自己負担 外来：1月1,500円の自己負担		4歳児～6歳児	入院・外来（現物給付）	入院・外来（現物給付）

※現物給付：医療機関で保険診療費の支払いがありません。

※償還払い：医療機関で保険診療費を一度支払い、あとで還付の申請を行う。

ご 注 意

- 受給資格証は毎回必ず医療機関にご提示ください。（未提示の場合は助成されません）
- 市外へ転出の際は、転出届時に受給資格証を必ず返却してください。（郵送返却可）
転出後に受給資格証を使用した自己負担分は、後日請求させていただきます。
- 保険証の種類・番号・保護者氏名・振込先口座などに変更があった場合は、その月内に必ず市役所への届出をお願いします。
- 健診・予防接種・薬の容器代など保険適用外の費用は対象となりません。

- 現物給付の取扱をしていない医療機関での受診をした場合（県外など）や、受給資格証の未提示等により、医療機関窓口での支払があった場合。

「領収書（1ヵ月分をまとめて）」「受給資格証」「認印」を持参して市へ請求してください。（郵送可）

※診療の翌月から申請でき、3ヵ月間申請できます。

※郵送請求の方は「領収書（原本）」「受給資格証のコピー」「保険証のコピー」、領収書の返送を希望する方は、「返信用切手・封筒」を同封し下記問い合わせ先へ郵送してください。

受給資格証の更新について

資格証は毎年8月1日（平成27年度中は、毎月の自動更新となります）、1歳誕生月末（1日生まれば前月末）に自動更新され、保護者の前年の所得が基準内にある方には新しい受給資格証が、基準を超えた方には乳幼児医療受給資格証交付（更新）申請却下通知書が送付されます。なお、保護者の所得が確認できない場合は更新ができませんので、所得が無い方についても申告をお願いします。

こんなときは14日以内に国保の窓口へ届け出を！

	こ ん な と き	届 け 出 に 必 要 な も の
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	1.印かん 2.他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	1.印かん 2.職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	
	子どもが生まれたとき	1.印かん 2.同じ世帯の国保加入者の保険証 3.母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	1.印かん 2.保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	1.印かん 2.在留カード (入国の目的により他の書類が必要になることもあります)
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき ※1	1.転出する人の保険証 (転出にともない世帯主変更となる場合、全員分の国保保険証)
	職場の健康保険に加入したとき	1.印かん 2.職場の健康保険に加入した人全員分の国保保険証 3.職場の健康保険に加入した人全員分の保険証 (「3」が未交付のときは職場の健康保険の資格取得証明書)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	1.印かん 2.死亡者の保険証 3.死亡を証明するもの (世帯主が死亡した場合、同世帯の国保加入者全員分の保険証)
	生活保護を受けるようになったとき	1.印かん 2.保険証 3.保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	1.印かん 2.保険証
そ の 他	市内で住所が変わったとき（転居）	1.転居する人全員分の保険証 (転居にともない世帯主が変更となる場合、全員分の国保保険証)
	世帯主や氏名が変わったとき（世帯主変更、氏名変更）	1.変更があった人の保険証 (世帯主に関わる変更があった場合は全員分の国保保険証)
	世帯を分けたり、一緒にしたとき（世帯分離、世帯合併）	1.変更があった人の保険証 (世帯分離、世帯合併にともない世帯主が変更となる場合、全員分の国保保険証)
	修学のため、市外に住所を定めるとき（㊦該当）※2	1.印かん 2.保険証 3.在学証明書
	㊦保険証を使用していた人が学生でなくなったとき（㊦非該当）	1.印かん 2.㊦保険証 3.卒業証明書、卒業証書または退学証明書
	㊦保険証を使用している人の住所に変更があったとき	1.印かん 2.㊦保険証 3.変更後の住所のメモなど
	保険証をなくしたり、汚れたりして使えなくなったとき（再発行）※3	1.印かん 2.申請者の顔写真入りの身分証明書（運転免許証・住基カード等） 3.汚れたり破れたりして使えなくなった保険証

※1 卒業後、就職のため3月中に転出する方は、3月末まで学生扱いとなりますので、㊦保険証の申請も併せて行ってください。印かん・保険証・学生証または卒業証書が必要となります。

※2 すでに㊦保険証をお持ちの方は、有効期限が平成27年3月31日までとなっていますので、引き続き交付を受ける場合、4月1日以降に更新手続きが必要となります。また、新規の際には合格通知書または入学許可証でも申請できますが、後日在学証明書の提出が必要です。

※3 申請者が本人あるいは同一世帯の家族で、保険証を緊急に使用する必要がある場合は、印かん・申請者の顔写真入りの身分証明書がそろっていれば、窓口にて保険証を交付できます。申請者の顔写真入りの身分証明書がない場合、あるいは申請者が家族以外の代理人である場合は、翌日郵送にて保険証を交付します。

問い合わせ：●国保年金課 国民健康保険係 35-2111（内線2335・2336） ●金木総合支所 総合窓口係 35-2111（内線3107） ●市浦総合支所 総合窓口係 35-2111（内線4043）

ごしよりんがよくわかる！ 「がんのおはなし」

日本全体でも、青森県でも、五所川原市でも死亡原因で一番多いのは、『がん』ってことはみんな知ってるよね？
なかでも五所川原市は、がんの死亡がとても多いんだよ。

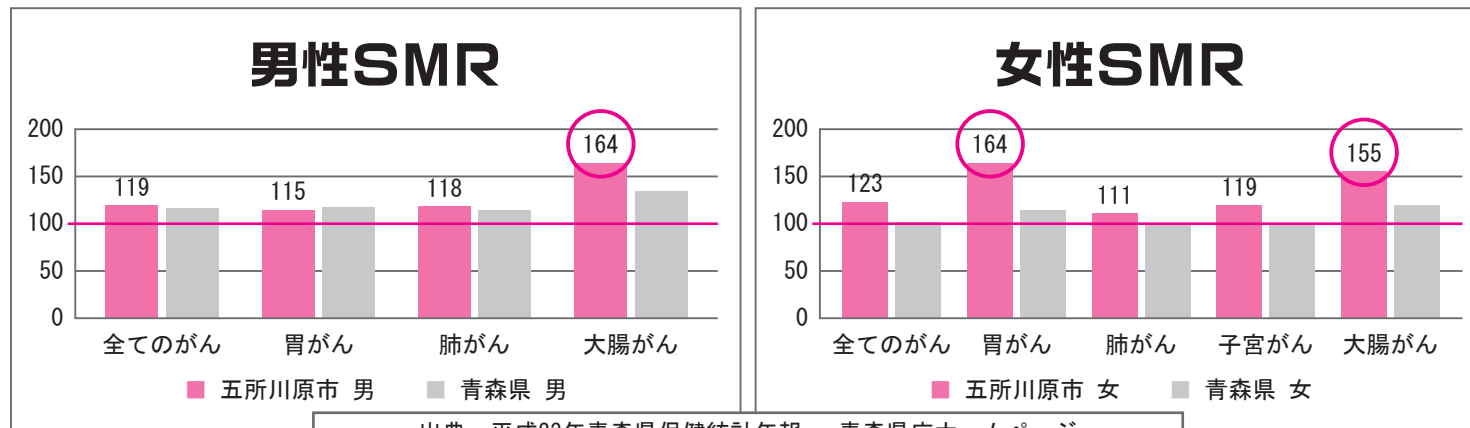


ごしよりん

1

SMR(標準化死亡比)の比較

全国平均を100としたときに、どれくらい死亡率が高いか比較するもの

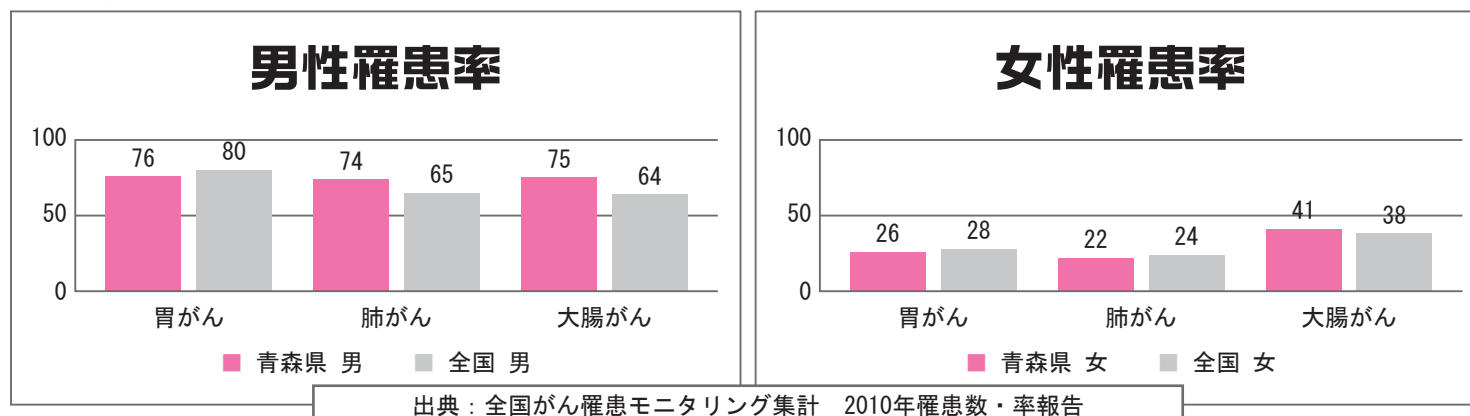


ほとんどのがんで、国や県よりも死亡が多いね！
特に目立つのが、男性の『大腸がん』、女性の『胃がん』『大腸がん』だね！

2

罹患率

人口10万人に対する、ある一定期間のがん発症率



問い合わせ：健康推進課 内線 2363・2364

あれ！？青森県は全国に比べて死亡率は高いのに、罹患率はそんなに高くないね。数値は出てないけど、五所川原市も同じことが言えるみたい。
これってどーいうこと？ 教えて保健師さ～ん！



は～い、ごしよりん君。それじゃ解説するね。

罹患率は低いのに死亡率が高い。その理由は、『発見の遅れ』なの。
「がん」が進行してしまってから受診する人が多いから、死亡率が高いと言われているの。

「がん」の早期発見のためには『がん検診』を受けること！

これは、死亡率を下げるができる方法のひとつなんだよ！
世界的にも証明されているんです。実は、日本のがん検診受診率は、アメリカやイギリスの半分以下なんだよ。

日本人のための「がん予防法※1」として、①禁煙、②節度ある飲酒、③食事は減塩、④野菜を取る、⑤適正体重、⑥肝炎ウイルスなどの感染検査が推奨されているのよ。

そして、年1回のがん検診を受けることで、**短命県返上！**
ごしよりん君も、そして「こくほだより」をご覧のあなたも、ぜひがん検診を受けましょう！

※1：国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報サービスより

お口の健康づくりも大切です！

歯周病は、国民の8割がかかっているんです!! 40歳以上では歯を失う主な原因となり、歯周病菌が歯ぐきの血管から入り込み、全身の様々なところに影響を及ぼします。

平成28年3月末時点で満40・50・60・70歳の方は、歯周疾患検診を無料で受けられます。対象の方はぜひこの機会に受けましょう。

申し込みは、平成27年度市民健診申込書に記載し、健康推進課へ。

●知っていますか？

～～歯周病菌が関係する病気がこんなにあります！！～～

歯の定期健診も大切です！
予防をしっかりしておけば、将来の大きな費用負担を抑えられます。



●脳

脳卒中（健康な人の2倍なりやすい）
認知症

●心臓・血管

狭心症・心筋梗塞・心内膜炎・動脈硬化・バージャー病（難病）
（心臓発作の確率は約3倍に！）



●がん・肥満

●肺・気管支
肺炎・気管支炎

●糖尿病

（健康な人の約2倍なりやすい）

●骨

骨粗しょう症

※お詫びと訂正 平成27年1月25日発行致しました「こくほ」におきまして誤りがありました。正しくは以下の通りです。

●特定健康診査結果(25年度)の表中
(誤) 受診率27.9%
(正) 受診率28.0%

●乳幼児医療費給付制度について中段、請求期限
(誤) 市内の医療機関受診の場合は3ヵ月+支払い月から2ヶ月、市外の医療機関受診の場合は3ヵ月です。
(正) 診療の翌月から申請でき、3ヵ月間申請できます。